

大阪府「差別と思われる事例」の募集について 〈ご協力のお願ひ〉

清秋の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

近年、ハイトスピーチ問題やインターネットを使った悪質な差別事象など、差別行為の頻発と悪質化が進行しています。一方、こうした差別問題への法規制を求める国連をはじめとした国際世論はかつて無く高まっています。

こうした中で、日本ではじめての差別禁止法と言える「障害者差別解消法」が2013年6月に成立しました。そして、同年10月、大阪府では、障がいを理由とした差別の解消を推進するため、障がいを理由とした差別と思われる事例を集め、「何が差別に当たるのか」をわかりやすく示すガイドラインの策定を検討しています。

これと併せて、大阪府では、障がい以外を理由とする差別の解消を推進するためのガイドラインも検討しています。そのガイドラインの基礎資料とするために、大阪府内における「差別と思われる事例」を募集しています。

ぜひ、大阪において、全国初めての差別解消に関するガイドラインづくりの機運を高めるためにも、広く周知をしていただくとともに、事例の提出のご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

詳しくは大阪府ホームページの「差別と思われる事例をお寄せください」をご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/sabetsujireiboshu/index.html>

(参考) 第1回大阪府差別解消に関する有識者会議

http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/1_sabetsukaisho.html

1. 募集期間

2014年9月12日(金曜日)から10月31日(金曜日)まで

2. 留意事項

- ・応募者が差別と思われた大阪府内の事例をお寄せください。ただし、障がいを理由としたものは除きます(昨年度募集済み)。
- ・所定の応募用紙でご応募ください(個人が特定される情報(住所、名前など)を書いていただく必要はありません。)

3. 提出方法

応募用紙にご記入の上、以下の送付先まで、電子メール、ファクシミリまたは郵送で提出してください。

4. 送付先

大阪府府民文化部人権局 人権擁護課 擁護・調整グループ

※電子メール jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ファクシミリ番号 06-6210-9286

※郵送 〒540-8570 (専用郵便番号なので、住所の記入は不要です)

5. 問い合わせ先

大阪府府民文化部人権局 人権擁護課 擁護・調整グループ

電話 06-6941-0351 (内線2392)